

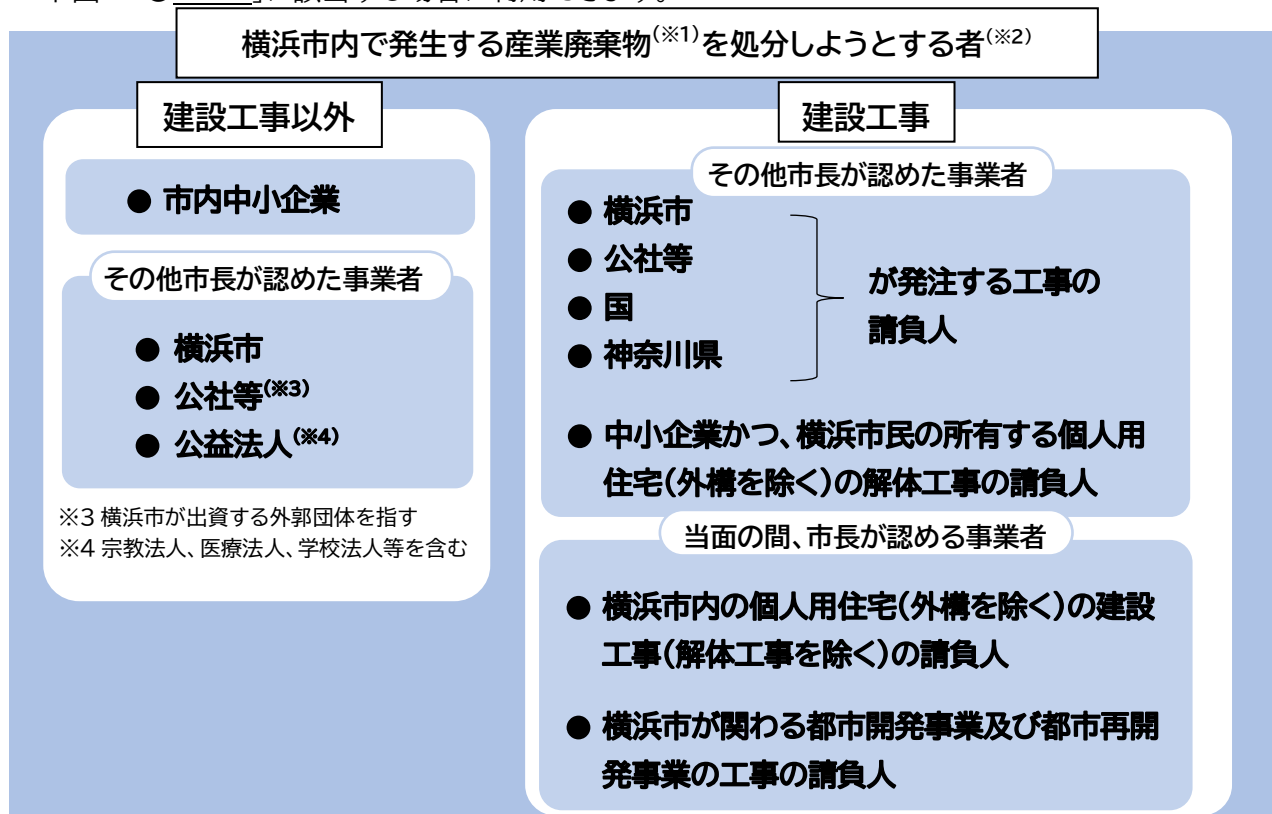
1 処分場の概要

(1) 処分場の案内

住所 連絡先 (管理事務所)	〒231-0816 横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 TEL 045(625)9647 FAX 045(625)9648	
地図		
受付時間	・＜現金払い＞と＜後納払い＞で退場時刻が異なりますので、御注意ください。 ・入場してから退場するまでに 30 分程度かかります。 ・最終退場時刻までに入・退場できるよう時間に余裕を持って来場してください。	
	現金払いの場合	後納払いの場合
	午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時 (最終退場時刻 午後3時30分)	午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時30分 (最終退場時刻 午後4時)
休業日	日曜日、土曜日、祝日、 年末年始(原則、12月29日から1月3日までですが、ホームページで御確認ください。)	
受入時間や休業日については、次の場合、変更したり、一時閉鎖したりする場合があります。		
① 台風・大雨・強風等の気象状況により受入できない場合 ② 処分場の埋立状況、事故等により受入できない場合 ③ その他管理事務所長が特に必要と認めた場合		
臨時休業等当日の運営情報は公益財団法人横浜市資源循環公社のホームページで御確認ください。		
横浜市資源循環公社		検索

(2) 利用できる事業者

下図の「●」に該当する場合に利用できます。



※1 市外で生じた廃棄物を中間処理したものは当処分場には搬入できません。

※2 搬入届出書は排出事業者が提出してください。収集運搬業者、下請業者が書類の提出にきた場合、書類を受け取りません。(⇒P.6 参照)

(3) 埋立処分できる産業廃棄物の種類

埋立処分できる産業廃棄物の種類は下図のとおりですが、埋立処分の前に、再資源化、焼却等を検討してください。また、P.3の受入基準を満たしているか確認してください。

安定型の受入品目

- 廃プラスチック類◆
- ゴムくず
- 金属くず
- ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず◆
- がれき類◆

管理型の受入品目

- 燃え殻
- 汚泥
- 鉋さい
- ばいじん
- 廃石膏ボード◆
- その他市長が認めたもの

⚠ 石綿含有廃棄物について

図中で◆が付いている品目に関しては石綿含有廃棄物も受入可能です。

ただし、当処分場の受入基準を満たすために破碎した場合は搬入をお断りします。収集、運搬の際は、破碎せずそのまま運ぶようにしてください。(詳細はP.16 参照)

⚠ 受入できない品目

- ・ 特別管理産業廃棄物の廃石綿等
- ・ 水銀廃棄物（廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物等）
- ・ 建材に再生できるコンクリートがら、スクラップになる金属くず等のリサイクル可能なもの

(4) 受入基準

「横浜市が処分する産業廃棄物(平成 30 年4月 25 日横浜市告示第 324 号)」のとおり、当処分場に廃棄物を搬入する際には受入基準等が定められています。

産業廃棄物の種類 ^{※1}		燃え殻	汚泥	鉛さい	ばいじん	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	(廃石膏ボード) ガラス・コンクリート・陶磁器くず	がれき類	その他特に市長が適当と認めたもの
受入基準											
1	ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	油分が付着し、又は封入されていないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	水中に投じて油膜が生じないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	<u>水中に投じて浮遊しないもの</u>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	毒物及び劇物 ^{※2} が付着し、又は混入されていないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	<u>中空の状態でないもの</u>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	おおむね最大径 15 cm 以下に破碎若しくは切断したもの又は おおむね最大径 30 cm 以下に熔融固化したもので比重 1.1 以上であるもの					○	○				
	おおむね最大径 30 cm 以下に破碎し、又は切断したもの							○	○	○	○
	おおむね最大径 30 cm 以下			○							
9	熱しゃく減量 15 % 以下	○									
10	粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの	○	○								
11	水分 85 % 以下であって、流動性がないもの		○								
12	有機性汚泥にあっては、焼却施設等で熱しゃく減量 15 % 以下にしたもの		○								
13	あらかじめ、大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもの				○						
14	<u>理化学分析の結果が判定基準に適合するもの</u>	◎	◎	◎	◎						◎
15	感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであって、別表に示す判定基準に適合するもの	焼却処理後の残さ物は、燃え殻又はばいじんとなります。									

→ 表中 14 に関しては、受入判定基準の適合を確認するため、事前承認手続(P.18)が必要です。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)に規定する廃水銀等、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物等の水銀廃棄物並びに同施行令第 2 条の 4 第 5 号に規定する廃石綿等に該当するものを除く。

※2 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 2 条に規定する毒物、劇物及び特定毒物。

(5) 埋立処分費用

支払方法は P.10 へ

	産 業 廃 棄 物 の 種 類		処 分 費 用 単 価
安 定 型	廃プラスチック類		1kgにつき 13 円（税込）
	金属くず		
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	廃石膏ボードを除く	
	ゴムくず		
	がれき類		
管 理 型	汚泥	建設汚泥	1kgにつき 15 円 50 銭（税込）
	汚泥	汚泥（建設汚泥を除く）	
	燃え殻		
	ばいじん		
	鉋さい		
	廃石膏ボード		

※1 石綿含有産業廃棄物の処分費用
石綿を含有する産業廃棄物の費用は、含有していない場合と同額です。

※2 費用の算定
埋立処分費用は、処分場の計量器(トラックスケール)により計算された搬入量に上表の単価を乗じた金額となります。

(6) 受入量の上限について

パターン① 公共工事の場合

一工事当たりで上限が決まっています。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ① 安定型産業廃棄物
(安定型石綿含有産業廃棄物を含む) | 200t/工事 |
| ② 石綿含有産業廃棄物 | 100t/工事 |
| ③ 廃石膏ボード | 50t/工事 |
| ④ 工事から発生する汚泥及び鉋さい | 100t/工事 |
| ⑤ ③、④以外の管理型産業廃棄物 | 上限なし |

パターン② 公共工事以外の場合

届出する会社・団体ごとに、年度当たりの上限が決まっています。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ① 安定型産業廃棄物
(安定型石綿含有産業廃棄物を含む) | 200t/年度 |
| ② 石綿含有産業廃棄物 | 100t/年度 |
| ③ 廃石膏ボード | 50t/年度 |
| ④ 工事から発生する汚泥及び鉋さい | 100t/年度 |
| ⑤ ③、④以外の管理型産業廃棄物 | 上限なし |